

[特許庁委託事業]

実用新案活用法と他社権利行使への対応に
関する調査報告書

2012年3月

日本貿易振興機構上海事務所
知識産権部



はじめに

中国企業による中国実用新案の取得件数が年々増加する中、当該企業らが、権利保護の形態として実用新案を選択している理由が不明であることから、日系企業では、いわゆる「権利濫用」などの懸念が広がっている。

同様に、実用新案権の権利安定性、無効審判・侵害訴訟での扱いが不明確であるため、中国企業の実用新案権に対し、どの程度の配慮をすべきか判断が難しい。

また、実用新案権に基づく権利行使を受けた場合に備え、中国の現状を踏まえた対処実務について、日系企業では、知見が不足している。

そこで、上海 IPG 特許ワーキンググループでは、実用新案出願を積極的に行う中国企業向けヒアリングを実施することで中国企業の実用新案権取得の意図を把握し、また、中国実用新案登録出願の状況や実用新案の審判判例を収集・整理・分析することによって実用新案のリスクを把握した上で、被権利行使時の対応円滑化を図るために、被権利行使時の対応実務マニュアルの作成に取り組んできた。

本報告書は上海恩田商標代理事務所（2012 年より「上海金天知的財産代理事務所」に改称）を委託して上海 IPG 特許ワーキンググループの上記取組活動に基づいて作成したものである。

ジェトロ上海センター 知識産権部